地域・職域連携だより 第9号

発行年月日:令和2年6月12日

発行:県北地域保健·職域保健連携推進連絡会

事業所での感染拡大防止に向けた対応のポイント ~新型コロナウイルス感染症から従業員を守るために~

(参考)

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和2年5月29日版)
- ・食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン(農林水産省)
- ・新型コロナウイルス情報 企業と個人に求められる対策(日本渡航医学会 産業保健委員会、日本産業衛生学会 海外勤務健康管理研究会)

平常時の対応

①従業員に感染症予防策を要請する

- ◇体温の測定と記録をすること
- ◇以下の場合は所属長に連絡の上、自宅待機すること
 - ・発熱などの症状がある場合
 - ・陽性とされた者との濃厚接触がある場合



- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」に該当する場合
- ・上記の目安に該当しなくても、相談を希望する場合

基礎疾患があり症状に変化がある場合や、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な場合は、かかりつけ医に電話相談

②従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築する

③手洗いなどの感染予防策を徹底する

- ・出勤時やトイレ使用後、作業場等への入場時の手洗い、手指の消毒
- ・マスクの着用、咳エチケットの徹底
- ・通常の清掃に加え、人がよく触れるところを拭き取り清掃

患者発生時の対応

①患者・濃厚接触者への対応

- ◇患者が発生した場合には、保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員に周知 する。
- ◇保健所の調査に協力し、接触者のリストを作成する。(濃厚接触者の該当については、保健所で判断する。)
- ◇濃厚接触者に該当する従業員は、保健所の指示のもと、PCR検査を受けるとともに、陰性であっても、14日間の自宅待機と健康観察を行う。

②施設設備等の消毒の実施

- ◇保健所の指示に従って、感染者が勤務した区域の清掃を行う。
- ◇頻繁に手指が触れる箇所(机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等)を中心にアルコール※で 拭き取りを行う。

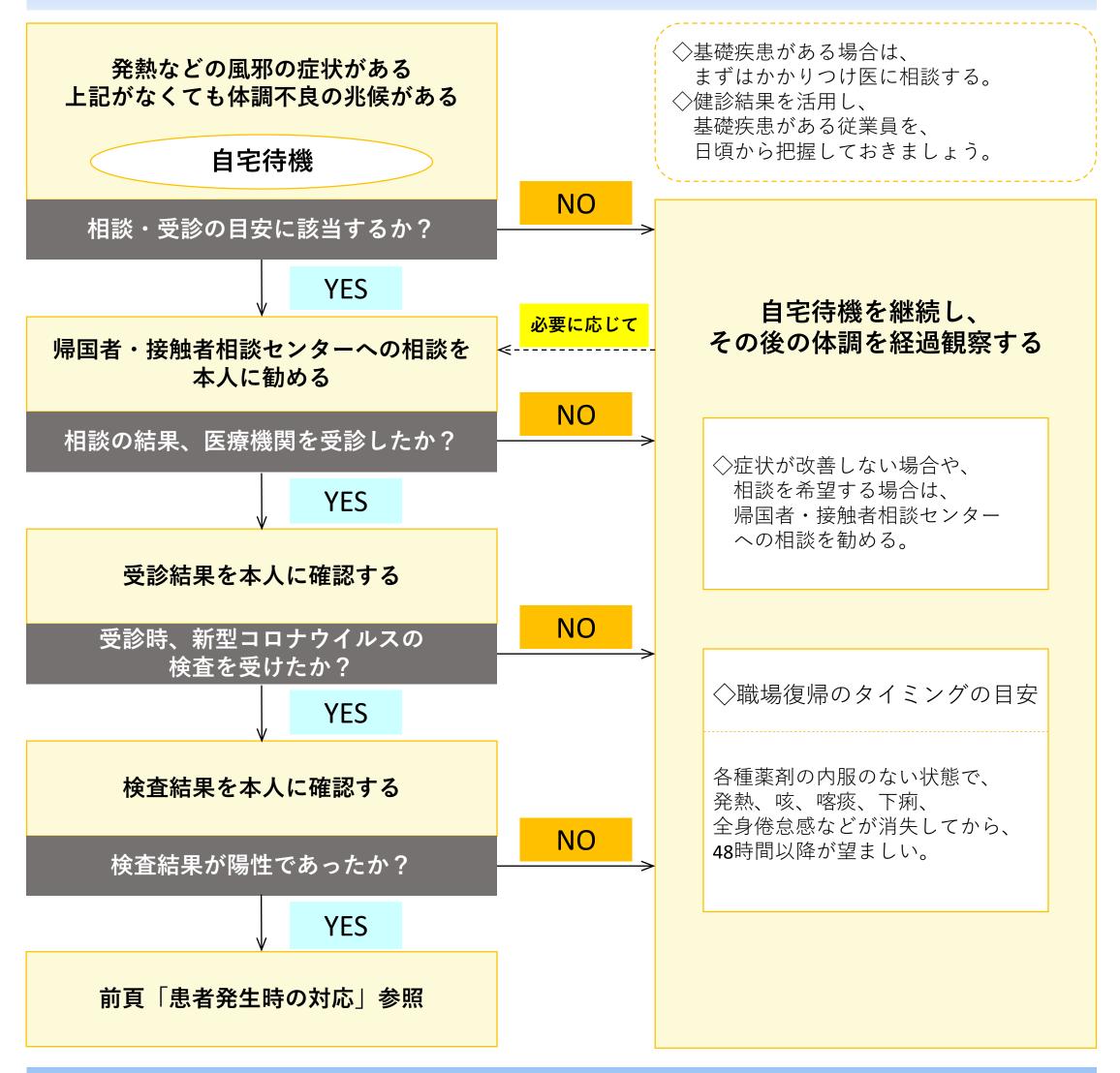
※エタノールまたはイソプロパノール(70%)(入手できない場合はエタノール(60%台)または次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上))

◇換気、個人防護具(マスク、手袋等)の使用により、作業者の安全を確保する。





従業員が体調不良になった場合の対応



新型コロナウイルス感染症に関する相談先

相談窓口	対応時間	電話番号等	相談内容
帰国者・接触者 相談センター	毎日(24時間/土日祝日含む)	電話番号 0120-567-747	感染が疑われる症状が ある場合の相談
福島県 一般相談 (コールセンター)	平日 8時30分〜21時00分 土日祝日 8時30分〜17時15分 ※耳の不自由な方はFAXでご連絡ください	電話番号 0120-567-177 FAX番号 024-521-7926	県の対策や予防法

※労働相談窓口については、福島労働局のホームページをご覧ください。

事務局:県北保健福祉事務所 健康増進課

電 話: 024-534-4161 FAX: 024-534-4105

メール: kenpoku.zoushin@pref.fukushima.lg.jp